

平成 30 年 12 月市議会定例会提出案件

提出案件 17 件	議案 17 件	{ 予算案件 10 件 条例案件 5 件 単行案件 2 件
-----------	---------	-------------------------------------

I 予算案件

- 1 平成 30 年度会津若松市一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 平成 30 年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 平成 30 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 平成 30 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 平成 30 年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 6 平成 30 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 平成 30 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 平成 30 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 平成 30 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 10 平成 30 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

II 条例案件

- 1 会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市部設置条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 2 公営住宅建設事業城前団地第 2 棟新築工事請負契約の締結について

II 条例案件

1 会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地域再生法の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 地域再生法に基づき認定を受けた事業者が本市において整備した施設設備に係る固定資産税を不均一課税（3か年度分）とする場合における当該認定の期限を、平成32年3月31日まで2年間延長することとした。
- ② 地域再生法に基づき平成32年3月31日までに認定を受けた事業者が移転型事業（東京都23区から本市に本社機能に移転し、施設設備を整備する事業）を行った場合において、当該事業により整備した施設設備に係る固定資産税を免除（3か年度分）することとした。
- ③ その他必要な題名及び条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することとした。
- ② (1)の②は、平成30年6月21日以後に整備した施設設備について適用することとした。

2 会津若松市部設置条例の一部を改正する条例

この案件は、行政機構の見直しに伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 総務部が分掌する「情報化に関する事項」を企画政策部が分掌することとした。
- ② 建設部が分掌する「公共施設の営繕に関する事項」を財務部が分掌することとした。
- ③ 建設部が分掌する「下水道に関する事項」を除くこととした。
- ④ 財務部が分掌する「公共施設の営繕に関する事項」を「公共施設の総合管理及び営繕に関する事項」に変更することとした。

(2) 施行期日

(1)の①及び②は、平成31年4月1日から、(1)の③及び④は、平成32年4月1日から施行することとした。

3 会津若松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 会津若松市議会議員の選挙における候補者について、選挙運動用ビラを公営（公費負担）により作成できることとした。
- ② その他必要な題名の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

平成31年3月1日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用することとした。

4 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

接道規制に係る手続の合理化に伴い、建築物（延べ面積が 200 平方メートル以内の一戸建て住宅に限る。）の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料について定めることとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

5 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例

この案件は、多目的広場サッカー・ラグビー場に係る使用料の額を改定するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

多目的広場サッカー・ラグビー場について、半面 1 時間の利用単位を設けるとともに、当該施設に係る使用料の額を引き上げることとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

Ⅲ 単行案件

1 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

この案件は、福島県市町村総合事務組合の監査委員の選任方法等の変更に伴い、所要の措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 福島県市町村総合事務組合の監査委員の定数を2人とし、識見を有する者及び同組合の議員のうちから、それぞれ1人を選任することとした。
- ② 識見を有する者の中から選任される監査委員の任期は4年とし、その身分は非常勤とすることとした。

(2) 施行期日

県知事の許可のあった日以後、新たに監査委員の任期が開始する日から施行することとした。

2 公営住宅建設事業城前団地第2棟新築工事請負契約の締結について

この案件は、公営住宅城前団地第2棟を新築するため、この工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

- (1) 工事名
公営住宅建設事業城前団地第2棟新築工事
- (2) 工事場所
会津若松市城前地内
- (3) 契約金額
204,363,000 円
- (4) 工事の概要
構造 鉄筋コンクリート造2階建1棟14戸
延べ面積 903.60 平方メートル
- (5) 契約の方法
制限付一般競争入札
- (6) 契約の相手方
会津若松市追手町5番36号
会津土建株式会社